令和5·6年度資格審査申請書受付案内 (建設工事)

1. 受付方法

〇定期受付 令和4年12月1日(木)~令和5年1月13日(金) <u>インターネットによる申請とし、郵送及び持参は原則廃止とします。</u> ※関東財務局ホームページをご参照ください。

〇随時受付 令和5年1月16日(月)~令和7年3月31日(月) 郵送による申請とし、持参は原則廃止とします。 ※紛失防止のため、郵送の際は、簡易書留等のご利用をお願いします。 ※資格の有効期間の始期にご注意下さい(「3. その他」(2)参照)。

2. 提出書類 (1) 資格審査申請書受付票

- (2) 別紙「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類作成要領」に基づき 作成した申請書類
- (3) 添付書類
- 3. その他 (1) 申請する本店の所在地により受付場所が異なりますので、同所在地(都 又は県)を管轄する各受付場所に申請してください。(下記参照)
 - (2) 資格有効期間については、定期受付期間で受付を行った場合は、<u>令和</u> <u>5年4月1日から令和7年3月31日</u>までの2年間です。 定期受付期間以降の随時に受付を行った場合は、<u>資格を付与された日から</u> 令和7年3月31日までとなります。
 - 令和7年3月31日までとなります。 (3) 資格審査結果の通知については、「等級決定通知書」を郵送することにより行います。
 - (4) 申請書類は、クリアファイル綴かクリップ等で一つにまとめて提出してください。

4. 受付場所及び問合せ先

茨城県		
栃木県		
群馬県		B会計課契約係 TEL 048-600-1087
埼玉県		さいたま市中央区新都心 1 1 にま新都心合同庁舎 1 号館
新潟県		
山梨県		
長野県		
千葉県		経理係 TEL 043-251-7212 千葉市中央区椿森 5 − 6 − 1
東京都	〒113-8553 東京都2	経理係 Tel 03-5842-7012 文京区湯島4-6-15 也方合同庁舎
神奈川県	〒231-8412 神奈川!	経理係 Tel 045-226-1726 景横浜市中区北仲通 5 - 5 7 第 2 合同庁舎

資格審查申請書受付票記載要領(建設工事用)

関東財務局

I. 基本事項

- 1. 資格審査申請書受付票(以下「受付票」という。)を記載にあたっては、JIS 第一水準・第 二水準に規定されている文字を使用してください。それ以外の漢字については、類似漢字 若しくは仮名に書き換えてください。
- 2. 太線の枠内の項目について、楷書で記載してください。

Ⅱ. 受付票上段の記載方法について

受付票上段の「商号又は名称」欄及び「希望工種名」についてのみ記載してください。なお、 希望工種名欄については、別添「申請希望工種名一覧」より希望する番号及び工種区分を 記載してください。

皿. 受付票下段の記載方法について

1. 「1. 商号又は名称」、「2. 代表者氏名」、「4. 住所」及び「5. 電話番号」欄については、申請書と同じ要領で記載してください。

住所欄での丁目、番地は「-(ハイフン)」により省略して記載すること。 なお、担当者の連絡先が異なる場合は、別欄「担当者連絡先」に記載してください。

- 2. 「6. 資本金」欄については、千円単位で記載してください。
- 3. 「7. 総職員」欄については、経営事項審査の基準日に在職する全ての常勤役員及び雇用期間を特に限定することなく雇用契約を有し常時勤務している者の総数を記載してください。
- 4. 「8. 国籍名等」欄については、資本を最大投下している国名を<u>朱書き</u>により記載してください。但し、外資系法人に該当しない申請者は記載の必要がありません。
- 5. 「9. 希望工種区分(コード)」欄については、申請を希望する工種区分を別添「申請希望工種一覧表」に掲げる番号(2桁)で記載してください。(受付票上段と同一とすること。)
- 6. 当該受付票については、関東財務局の独自様式ですので、他の地区の財務局(審査部局)へ申請をする場合には、それぞれの審査部局の指示に従ってください。

申請希望工種名一覧表

	建 設 工 事
番号	工 種 区 分
01	土木一式工事
02	建築一式工事
03	大工工事
04	左官工事
05	とび・土エ・コンクリート工事
06	石工事
07	屋根工事
08	電気工事
09	管工事
10	タイル・れんが・ブロック工事
11	鋼構造物工事
12	鉄筋工事
13	舗装工事
14	しゅんせつ工事
15	板金工事
16	ガラス工事
17	塗装工事
18	防水工事
19	内装仕上工事
20	機械器具設置工事
21	熱絶縁工事
22	電気通信工事
23	造園工事
24	本く井工事
25	建具工事
26	水道施設工事
27	消防施設工事
28	清掃施設工事
29	解体工事
30	その他工事

	測量・建設コンサルタント等						
番号	業 種 区 分						
51	測量						
52	建築士事務所						
53	建設コンサルタント						
54	地質調査						
55	補償コンサルタント						
56	土地家屋調査						
57	計量証明						
58	その他						

- ※ 申請書類の作成にあたり、希望する工 種(業種) 名を記載する場合には、この 表に掲げてある名称を用いてください。
- ※ 畳工事・厨房工事・衛生施設等の工事 の場合は、「その他工事」と記載してくださ い。
- ※ 設計事務所、不動産鑑定事務所の場合 は以下のとおり記載してください。
 - ・設計事務所の場合・・・「建築士事務所」
 - ・不動産鑑定事務所の場合 ・・・「その他」

(上記のとおり、不動産鑑定事務所を「その他」で登録することは可としていますが、不動産鑑定評価について競争入札に付す場合は、全省庁統一資格審査の「役務の提供」を参加条件とするケースがほとんどです。)

一般競争(指名競争)参加資格審查申請書類作成要領

第1 共通事項

- 1 資格審査申請書類は、この要領末尾に記載した範囲内では審査事務を一元的に行うので、同一地区内では、契約の種類ごとに資格審査を行うことと指定された機関に提出すればよい。この場合にあって、決定された資格は同一地区内のすべての機関に対して有効である。さらに、他の地区の機関についても資格を得ようとする場合は、資格審査申請書類に代え登録申請書類の提出をもって済ませることができる。
- 2 建設工事の資格審査申請書の添付書類及び登録申請書の記載事項の基準日は、当該申請書が提出された直前に 受審した建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項による経営事項審査(以下「経営事項審査」とい う。)の基準日とする。
- 3 測量・建設コンサルタント及び経営事項審査を受ける必要がない建設工事の資格審査申請書の添付書類及び登録申請書の記載事項の基準日は、定期の資格審査の場合は、申請日の直前の営業年度の終了日とし、随時の資格審査の場合は、当該申請書が提出された月の初日(ただし、決算に関する事項については、同日の直前に決算の確定した日を原則とする。)とする。
- 4 申請書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、 類似漢字若しくは仮名に書き換えることとする。
- 5 申請書は、本店(本社)で作成して提出すること。従って、申請者は本店(本社)の代表者となる。
- 第2 建設業者の資格審査申請書及び添付書類の作成方法
- 1 申請書(別紙第1号様式(その1)(その2))の作成方法
 - (1) 様式上、「※」欄に該当する項目については、記載しないこと。
 - (2) 様式の左上欄外の 「 」には、商号又は名称の頭文字をカタカナで記載する(株式会社等法人の 種類を表す文字から始まる場合は、その次の頭文字とする。)。
 - (3) 「01 1新規・2更新」欄については、該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付す。 なお、1 新規には、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなってい ない場合を含む。
 - (4) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号(8桁)を総合評定値通知書等(建設業法第27の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。)から転記する。
 - (5) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第 97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需 適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

また、官公需適格組合で特例扱いを希望する場合は、様式右上の余白に特例扱いを希望する旨及びその 希望工種区分を記載する。

(6) 「08 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号) 第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13桁)を記載する。

- (7) 「09 住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により記載する。
 - フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお「09 住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字 については、フリガナは記載しないこと。

② 「09 住所」欄での丁目、番地は、「一(ハイフン)」により省略して記載すること。

(例)

チヨダクカスミガセキ

東京都千代田区霞が関3-1-1

③ 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株会	式社	有会	限 社	合会	資 社	合会	名 社	協組	同合	協組	業合	企組	業合	合会	同社	有限責任 事業組合
略号	(株)		(本	肓)	(資	至)	(4	፭)	([=	司)	(美	美)	(1	E)	(숨	(台	(責)

種類	経常建設	一 般	一 般	公 益	公 益
	共同企業体	財団法人	社団法人	財団法人	社団法人
略号	(共)	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)

(例)

チョダケンセツ

(株) 千代田建設

④ 「11 代表者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)及び「14 担当者氏名」欄(フリガナを含む。) については、姓と名前との間は1文字分あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チョダ タロウ

千代田 太郎

⑤ 「12 本社(店)電話番号」欄、「13 本社(店)FAX番号」欄及び「15 担当者電話番号」欄での市外 局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、() は用いないこと。

(例) 03-3581-4111

- ⑥ 「16 メールアドレス」欄については、当省からの種々の連絡に対応できうるアドレスを記載すること。 なお、アドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。
- (8) 「17 外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(123のいずれか)に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。
 - なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (9) 「18 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類(以下「競争参加資格希望工種」という。)に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日(2業種以上のときは最も早い開始日)以降 基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載する。

ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けたときより起算するものとする。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数(1年未満切り捨て)を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者(当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人で、かつ、建設業法第3条第1項の許可を受けている組合員とし、その数は10以内とする。)の平均年数を記載する。

- (10) 「19 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載する。
- (11) 「20 設立年月日(和暦)」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること(個人については、記載を要しない。)。
- (12) 「21 みなし大企業」欄には、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は「□下記のいずれかに該当する」にレ印を付し、上記に該当しない場合は、「□該当しない」にレ印を付すこと。
- (13) 「22 完成工事高」の各欄については、次により記載する。
 - ア 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、別表契約の種類に対応する業種区分表の中から該当する業種 区分を記載する。
 - イ 「②年間平均完成工事高」欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。 以下本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区 分」欄のその他に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収し た場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業 に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは総合評定値通知書等における「年平均」と同じである。

ウ 「③申請を希望する部局」欄については、記載しないこと。

2 添付書類の作成方法

(1) 工事経歴書(別紙第1号の2様式)及び営業所一覧表(別紙第1号の3様式)

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

なお、工事経歴書(別紙第1号の2様式)の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として 施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望す る場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

(2) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

(3) 官公需適格組合証明書の写し

官公需適格組合として申請する場合の官公需適格組合証明書の写しとは、経済産業局長又は沖縄総合事 務局長が発行する官公需適格組合証明書の写しをいう。

(4) 総合評定値通知書等

総合評定値通知書等(1の(4)の項参照)の写しをいう。((6)の項参照)

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算 定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

(5) 納税証明書

申請時における「法人税」又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書(納税証明書(その3)、同(その3の2)又は同(その3の3)のいずれか)((6)の項参照)

(6) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により 複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

- 3 外国事業者が申請する場合の提出書類等
 - (1) 申請書の「09 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に 連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
 - (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
 - (3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和 22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。
- 4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種

類に係るものである。

第3 建設業者の登録申請書及び添付書類の作成方法

1 登録申請書(別紙第4号様式)

「新規/更新」欄については、該当する申請区分に〇印を付す。なお、新規には、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなっていない場合を含む。

2 添付書類

(1) 等級決定通知書の写し

他の資格審査機関から送付を受けた別紙第3号様式の等級決定(変更・取消)通知書の写し(第2の2の(6)の方法により複写したもの。)。

(2) 総合評定値通知書等の写し

第2の2の(4)に同じ。

(3) 営業所一覧表の写し

他の資格審査機関に提出した別紙第 1 号の 3 様式の写し(第 2 の 2 の (6) の方法により複写したもの。)。

第4 共通事項

当省において審査事務を一元化している範囲及び資格審査を行う機関(①の機関をいう。)は、次のとおりである。

		-
地区	審査事務を一元化している各機関の名称	
北海道	① 北海道財務局、函館税関、札幌国税局	
東非	① 東北財務局、仙台国税局	
関東	① 財務省本省、関東財務局、東京税関、横浜税関、国税庁、関東信越国税局、東京国税局	
東海	① 東海財務局、名古屋税関、名古屋国税局	
北路	北陸財務局、金沢国税局	
近畿	① 近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局	
中 国	① 中国財務局、広島国税局	

四 国	① 四国財務局、高松国税局
北九州	① 福岡財務支局、門司税関、長崎税関、福岡国税局
南九州	① 九州財務局、熊本国税局
沖縄	① 沖縄地区税関、沖縄国税事務所

(注) 本要領を契約の種類に応じて、申請しようとする者に示す場合には、第2から第5まで及び第6を それぞれ第2及び第3とし、第6を第4と読み替えて差し支えない。

契約の種類に対応する業種区分表

[契約の種類:測量・建設コンサルタント等]

業 種 区 分	具 体 的 内 容
1. 測 量 2. 建築士事務所 3. 建設コンサルタント 4. 地質調査 5. 補償コンサルタント 6. 土地家屋調査 7. 計量証明 8. その他	測量法第55条による登録を受けて営む業務 建築士法第23条による登録を受けて営む業務 建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務 地質調査業者登録規程第2条による登録を受けて営む業務 補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務 土地家屋調査士法第8条による登録を受けて営む業務 計量法第107条による登録を受けて営む業務 その他登録を受けて営む業務

[契約の種類:総合建設工事]

業 種 区 分	具 体 的 内 容
1. 土木一式工事	→ 建設業法第2条別表による区分とする
2. 建 築 一 式 工 事	

[契約の種類:総合建設工事以外の工事]

業種区分	具 体 的 内 容
1. 大 工 工 事	7 17 13 13 13
2. 左 官 工 事	
3. とび・土工・コンクリート	
工事	
4. 石 工 事	
5. 屋 根 工 事	
6. 電 気 工 事	
7. 管 工 事	
8. タイル・れんが・ブロック 工事	
9. 鋼 構 造 物 工 事	
10. 鉄 筋 工 事	
11. 舗 装 工 事	
12. しゅんせつ工事	
13. 板 金 工 事	
14. ガ ラ ス 工 事	建設業法第2条別表による区分とする
15. 塗 装 工 事	
16. 防 水 工 事	
17. 内 装 仕 上 工 事	
18. 機械器具設置工事	
19. 熱 絶 縁 工 事	
20. 電 気 通 信 工 事	
21. 造 園 工 事	
22. さ く 井 工 事	
23. 建 具 工 事	
24. 水 道 施 設 工 事	
25. 消 防 施 設 工 事	
26. 清 掃 施 設 工 事	
27. 解 体 工 事	
28. そ の 他	J

資格審査申請書受付票 (建設工事)

関東財務局

受付番号	*	商号又	は名 称

・受付票は等級決定通知書が届くまでの 控となりますので大切に保管してください。 受付印

	コード	工種名	コード	工種名	コード	工種名	コード	工種名	コデド	工種名
希 望										
エ										
種 名										

(注意) 申請手続上、重要な項目となりますので、<u>太枠部分について楷書で丁寧に記載してください。</u> 再審査事由 ※印のある部分、網掛け部分は記載しないでください。 なお、記入方法については、別添の 「資格審査申請書受付票等 記載要領」を参照願います。 Ж × 受付番号 フリガナ フリガナ (役職名 1. 商号又は 2. 代表者氏名 名称 3. 郵便番号 フリガナ 都 道 4. 住所 府 県 5. 電話番号 [担当者連絡先: (担当者名:)]

- 申請書(別紙第1号様式(その1・その2))と同一の内容を記載してください。
- ・ この1~4の項目に記載いただいた先へ等級決定通知書を送付します。(原則、担当者宛ではなく、本社等、申請元へ送付します。)

6. 資本金	È		千円	7. i	総職員			人	8. 国新	名等		
9.	コード	総合評定値	コード	総合評定値	コード	総合評定値	コード	総合評定値	直コード	総合評定値	コード	総合評定値
希望												
区分												
(コード)												

	提出書類	通常の 申請	名簿 登録	業種の 追加		提出書類	(必要なケー	-ス)
1	資格審査申請書受付票				11)	建設共同企業体協定書	JV	
2	資格審査申請書(別紙第1号様式(その1))		写		12	適格組合証明書	官公需適格組合	
3	資格審査申請書(別紙第1号様式(その2))				13	企業集団及び企業集団についての数値等認定書	グループ経審査 持株会社化経審査	
4	名簿登録申請書(別紙第4号様式)				14)	合併等に係る契約書	合併による新設会社等	
5	工事経歴書(別紙第1号の2様式)		/		15)	更生手続等開始の決定書	更生手続開始決定	
6	営業所一覧表(別紙第1号の3様式)				16)	貸借対照表・損益計算書	更生手続開始決定	
7	総合評定値通知書				17)	定款、役員等の変更を証明する書類	更生手続開始決定	
8	納税証明書		/					
9	等級決定通知書の写し(当局発行のもの以外)							
10	等級決定通知書の写し(当局発行のもの)							

- (注意)・丸囲み数字の書類については、該当する場合のみ提出を要するものです。
 - ・(狼~(狼の)更生手続等開始決定とは、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者、及び 民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者が該当します。
 - ・添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。

受付印

01 1 新規 ※ 02 受	付番号	※ 03 業 者			※ 申請者	06 適格組	年 月	日
2 更新	ት. ከፊ	04 建設業許		→ 	05 の規模	合証明 第		号
A		競争(指名競争)			建設工事)			
令和5·6年度において なお、この申請書及び	て、財務省(関東地区)で行れ 『添付書類の内容については	oれる建設工事に係る競争 、、事実と相違しないことを	∍に参加する資格の審査 誓約します。	を申請します。				
令和 年 月								
[07] 郵 便 番 号	東財務局長 殿	08 法人番号						
-		00 M/(H)						
フリガナ 09 住 所								=
フリガナ								=
10 商号又は名称								\exists
フリガナ								
11 代表者氏名	(役職)	(氏名)						
12 本社(店)電話番号	<u> </u>		13 本社(店)FAX番号					
フリガナ								
14 担当者氏名				省者電話番号 				
16 メールアドレス								
17 外 資 状 況						18 営業年数		_
	1 外 国 籍 会 社 2 [国名:	2 日本国籍会社 「国名	3 日本国籍会社 [国名]	UN 1 3X		年
		(比率: %)	(比率: %)	(比率:	%)	19 総職員数 (人)		人
20 設立年月日(和曆)		21 2	みなし大企業					
	年月月		下記のいずれかに該当 [~] 発行済株式の総数又は出		亥当しない 2分の1以上を同一	の大企業が所有して	いる中小企業	

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※ 受付番号 ※ 業者コード	r	1		
	※ 受付番号		·×・ 辛 オコード	

											•	% 3	申	請	を	希	望	! す	- 7	る 音	FIS .	局				
22						01	02	03	04	05	06	07 08	3 09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21 :	
	① 競争参加資格希望工種区分	② 年 間	平 均 完	成 工	事 高																					合
					(イ 田)																					計
	01 土木一式工事				(千円)																	_			+	_
完										-															+	
元	03 大工工事																					_			+	_
	04 左官工事																								+	
	05 とび・土工・コンクリート工事																	-	-						+	
	06 石工事											-	-				-		-			-+			+	
	07 屋根工事											-	-				-		-			-+			+	
成	08 電気工事																-					_			+	
JJX	09 管工事																_					-			+	
	10 タイル・れんが・ブロック工事																-					_			+	
	11 鋼構造物工事																		-			-			+	
	12 鉄筋工事										-						-	-			-	-		-	+	
	13 舗装工事										-						-	-			-	-		-	+	
エ	14 しゅんせつ工事											+	-				-							<u>_</u>	+	
	15 板金工事																_					_			+	
	16 ガラス工事																		1			_			十	
	17 塗装工事									_							-					\dashv			+	
	18 防水工事											1						-						1	\dashv	
	19 内装仕上工事																								\neg	
事	20 機械器具設置工事																								\neg	
	21 熱絶縁工事																									
	22 電気通信工事																									
	23 造園工事																									
	24 さく井工事																									
	25 建具工事																									
高	26 水道施設工事																									
	27 消防施設工事																									
	28 清掃施設工事																		Ī							
	29 解体工事																		T							
	30 その他工事																									
	31 そ の 他																									
	32 合 計																									

¹ 消費税を含まない額を記載すること。 2 千円未満は四捨五入すること。

	※ 受付番号	
--	--------	--

※ 業者コード

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事 (税込・税抜)

	元請	JV		工事現場のある	酉己	置技術者		請負代	金の額	I	二期
注文者	又は 下請	の別	工事名	都道府県及び	氏名	主任技術者又 の別(該当箇所	は監理技術者 fにレ印を記載)]	うち ・PC ・法面処理	着工年月	完成又は
	の別	<i>D</i> 1		市区町村名	174	主任技術者	監理技術者		•鋼橋上部	4	完成予定年月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	手円	年月	年 月
								千円	手円	年月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	千円	年月	年 月
								千円	千円	年月	年 月

小計	<i>(</i> 1-)	4田	4日	うち、元	請工事
\1,61		1 17	117	千円	千円

\triangle	. ≑⊥	/H-	∡ m	∡ m	うち、元	請工事
	百日	1+	TH	TH	千円	千円

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。

記載を要する完成工事並びに未成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1)経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分にかかる完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2)経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6「IVの別」の欄は、共同企業体(IV)として行った工事について「IV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

()	(_)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について 請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 本表は、経営事項審査書に添付した工事経歴書(直前1年分)の写しで代替することができる。

※ 受付番号	※ 業者コード	
A 文目 田 2	* * T	

営 業 所 一 覧 表

										*	申記	清を	希望	する	部是	易名			
番号	営業所名称	郵 便番 号	所	在	地	電 話 ·FAX番号	010)203	040	5060	0708	0910	0111	2131	1415	1617	1819	3202	2122
号		番 号																	
							-												
							-												
																			T
							1												
							-												

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、申請を希望する部局と常時契約を締結する建設業の許可を有する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「−(ハイフン)」で区切ること。

別紙第4号様式(第14関係)

(用紙A4)

新 規 更 新

一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録申請書(建設工事)

令和5・6年度において、財務省(関東地区)で行われる建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者名簿の登録を受けたいので、申請します。 なお、等級決定通知書の写しは追って提出します。

年 月 日

関 東 財 務 局 長 殿

(郵便番号)

・ が な 所

。 商号又は名称

なま きまず なまれ 表 者 氏 名

担当者氏名

電 話: ()

(注) 等級決定通知書の写しを添付して申請する場合は、なお書を抹消すること。